

(会期：12月9日～11日)

主な案件

- ・ 条例の制定について
- ・ 条例の一部改正について
- ・ 過疎地域自立促進計画の変更について
- ・ 指定管理者（6件）の指定について
- ・ 一般・特別会計補正予算
- ・ 意見書の採択
- ・ 一般質問
- ・ 工事請負契約締結について（追加提案）

【名称】

七ヶ宿町木材チップ生産施設

【場所】

七ヶ宿町字蒲木地内

問 五十嵐 敏夫 議員
チップ生産施設の指定管理者の考えと管理料、雇用人数は。

答 町長
新たな法人を作り運営したい。指定管理料は現在積算中で雇用は2・5人位を想定している。

問 吉田 修 議員
指定管理者の選定は、どのような団体を考えているのか。

答 町長
町内の法人、また、それに準ずる団体で共同体のような形も考えている。

問 武藏 重幸 議員
町の林業経営の安定化と推進とは。

答 町長
森林経営計画を作成し、団地化を図りながら、林家の収入安定を進めていく。

◆七ヶ宿町国民健康保険条例の一部改正

【提案理由】

地方自治法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正

問 吉田 修 議員
この条例改正によって低所得者の国保税の負担の影響はどのようなになるのか。

答 町民税務課長
条例の改正により、低所得者の負担は減額になる。



◆七ヶ宿町過疎地域自立促進計画の変更

【提案理由】

実施事業に変更が生じたため、過疎地域自立促進計画の一部を変更

問 五十嵐 敏夫 議員
小・中一貫校が開校から検討に変更になっているが今後の方向性は。

答 町長
今期の計画からは削除し、新しく策定する過疎計画の中で再度学校関係を検討する予定。

指定管理者の指定

●横川活性化施設の指定管理者の指定について

【提案理由】
横川活性化施設条例の規定により、指定管理者を指定しようとするもの。

【指定管理者】 横川活性化推進組合
【代表者名】 組合長 高橋 良吉
【指定期間】 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



●七ヶ宿町ライスセンターの指定管理者の指定について

【提案理由】
七ヶ宿町ライスセンター条例の規定により、指定管理者を指定しようとするもの。

【指定管理者】 農事組合法人 ライスファーム七ヶ宿
【代表者名】 代表理事 梅津 賢一
【指定期間】 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



●滑津大滝公園農林産物直売施設の指定管理者の指定について

【提案理由】
滑津大滝公園農林産物直売施設条例の規定により、指定管理者を指定しようとするもの。

【指定管理者】 七ヶ宿町森林組合
【代表者名】 代表理事組合長 高橋 茂美
【指定期間】 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで



●七ヶ宿町高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

【提案理由】
七ヶ宿町高齢者生活福祉センター条例の規定により、指定管理者を指定しようとするもの。

【指定管理者】 社会福祉法人 七ヶ宿町社会福祉協議会
【代表者名】 会長 鈴木 佳幸
【指定期間】 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

